

保険者機能強化推進交付金の評価指標に係る取組の達成状況の進捗管理

(1) 保険者機能強化推進交付金に関する評価指標

平成29年改正介護保険法において、市町村の保険者機能を強化する一環として、保険者の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブの付与を行うことになりました。

これは、市町村が行う自立支援・重度化防止等の取組を一層推進することを目的としており、これにより、市町村が積極的に地域課題を分析して、その実情に応じた取組を進めるとともに、その進捗状況について客観的に把握できるといったことを期待したものです。

市町村等に対する財政的インセンティブの具体的な指標については、例えば、地域包括ケア「見える化」システムの活用状況も含む地域分析の実施状況など、保険者の自立支援・重度化防止に向けた取組を後押しするようなものになっています。

この各指標の達成状況は、単に交付金の算定指標とするだけでなく、ほくとゆうゆうふれあい計画の進捗を管理に活用し、保険者機能の推進に役立てることこそが重要となっています。

(2) 保険者機能強化推進交付金の指標に係る取組の達成状況の進捗管理

介護保険法第122条の3において定める保険者機能強化推進交付金を算定する際に使用する評価指標は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市の取組の達成状況に関する指標です。

この指標を活用し、市における取組の達成状況を自己評価することにより進捗管理を実施します。

平成30年度の保険者機能強化推進交付金（市町村分）については、別紙のとおりです。このシートをもとに、9月下旬に行われる県とのヒアリングにおいて、進捗管理について議論してまいります。（シートは8月31日に提出します。策定委員会で指摘された事項は修正し、提出します。）